

反社会的勢力の排除に関する条項

すずらん台矯正歯科

1 当院もしくは治療担当歯科医師（以下「甲」と略します）は、本歯列矯正治療を受けられる患者様（以下「乙」と略します）が万が一、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本歯列矯正治療契約（以下「本契約」と略します）を解除することができるものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

3 ① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約します。

② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければなりません。

③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができるものとします。

4 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に

報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うこととします。

② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができることとします。

5 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙にいかなる損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとします。

同意書

私(以下、乙とします)は上記「反社会的勢力」ではないこと、および「反社会的勢力の排除に関する条項」の内容につきましてもすべて遵守することに同意いたします。

平成 年 月 日

甲：担当歯科医師

〒518-0403 名張市すずらん台東3番町217

すずらん台矯正歯科 院長 長井 講有 ㊟

乙：住所

(ご本人様もしくは保護者の方の自署)

氏名

(↑ご本人様の自署↑)

(↑保護者の方の自署↑)